

新型コロナウイルス感染症に係る高知市対処方針（ver. 6）

令和2年4月17日

（令和2年5月28日 ver. 6）

高知市新型インフルエンザ等対策本部

新型コロナウイルスの感染拡大に係る対応については、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県に緊急事態宣言が発出された後、4月16日には全都道府県が緊急事態措置の対象となり、5月4日には実施期間が5月31日まで延長されました。

5月4日には、東京都をはじめとする13都道府県については、従来の「特定警戒都道府県」として指定され、これまでの感染予防に関する方針を堅持するとともに、この13都道府県を除く高知県をはじめとする34県については、「緊急事態措置の維持及び、その緩和等の方針」が発出され、5月14日に再度、今後の方針について示すこととされました。

その後、5月14日には、その時点での感染状況の変化等について分析・評価が行われ、緊急事態措置を実施すべき区域の判断に当たっての考え方を踏まえた総合的な判断により、全都道府県に発出されていた緊急事態宣言が高知県を含む39県で解除され、5月25日には、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項に基づき、緊急事態解除宣言が行われました。

緊急事態宣言が解除された後は、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインの実施を前提とし、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくとともに、再度、感染の拡大が認められた場合には、的確な経済・雇用対策を講じつつ、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じることが示されました。

そのため、引き続き、感染状況をモニタリングするとともに、基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていくことや、事業者においては、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることが重要とされています。

【市民生活における基本的な感染対策】

- 「感染リスクの高い場（三つの密）」の回避
- 人と人との距離の確保
- マスクの着用
- 手洗いなどの手指衛生

【社会経済活動の再開の目安】

		他県との往来	イベント等の開催		
			観光	展示会・コンサート等	全国規模の移動を伴うプロスポーツ等
「新しい生活様式」定着までの移行期間	5月25日～5月31日	不要不急の往来は自粛	県内観光を再開 (人との間隔は確保)	屋内：定員の50%以内で100人まで 屋外：200人	自粛
	6月1日～6月18日	北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県との往来を自粛			
	6月19日～7月9日	解除	県境をまたぐ観光の再開 (人との間隔は確保)	屋内：定員の50%以内で1,000人まで 屋外：1,000人	無観客で開催
	7月10日～7月31日		「GoToキャンペーン」による支援 (7月下旬～)	屋内：定員の50%以内で5,000人まで 屋外：5,000人	定員の50%以内で5,000人まで
移行期間後	8月以降		「GoToキャンペーン」による支援	屋内：定員の50%以内で上限なし 屋外：上限なし	定員の50%以内

高知県では、5月25日の新しい国の方針決定を踏まえて、5月26日に、

- 1 他県との往来自粛の段階的な解除
- 2 イベント開催制限の段階的な緩和
- 3 県内の店舗で営業を行う際の、適切な感染防止策の実施
- 4 「新しい生活様式」等の実践、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の推進の方針が示されています。

併せて、今後の高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安が示され、直近7日間の新規感染者数や病床稼働率を判断指標として、「ゼロ」「注意」「警戒」「特別警戒」の4つのステージに区分し、外出、休業等の要請、会食、イベント等、県立施設などの項目ごとの対応方針が公表されました。

高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安

判断指標	ステージ	ゼロ（緑）	注意（黄）	警戒（オレンジ）	特別警戒（赤）
	直近7日間新規感染者数 (直近7日間の人口10万人あたりの新規感染者数)		0名 (0名)	1名以上 (1名未満)	7名以上 (2名未満)
※1 病床稼働率		10%未満	10%以上	30%以上	50%以上
対応方針	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> □ 「新しい生活様式」等の実践 (例) ・身体的距離(1～2m)の確保 ・咳エチケット ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・テレワークやローテーション勤務 □ 各店舗における適切な感染対策の徹底 			
	国の専門家会議の地域区分	③感染観察		②感染拡大注意	①特定（警戒）
	外出	「3密」の徹底回避		夜間や休日の外出自粛の検討・実施	昼夜を問わない不要不急の外出自粛の検討・実施
	休業等の要請	—	—	—	一定の業種の休業、営業時間短縮の要請の検討・実施
	会食	(共通事項に留意)		小規模グループかつ短時間で 家族以外での会食を控える	
	イベント等	国の基本的対処方針に基づき対応	100人超の開催・参加自粛	50人超の開催・参加自粛	開催・参加自粛
	県立学校	各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断			
	県立施設	開館		屋内施設の休館を検討	休館
他県との往来	国の基本的対処方針に基づき対応	全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断			

※1 判断指標とする直近7日間の新規感染者数に加えて、感染経路不明の新規感染者の状況を考慮し総合的にステージを判断する。また、局所的なクラスターや院内感染については、上記判断指標は適用せず、感染拡大のリスクを事例ごとに個別に判断するものとする。

本市においては、本年3月下旬から4月上旬にかけて、感染者が急増したものの、4月29日以降、新たな感染者の増加が抑えられています。

こうした状況下において、徹底した感染拡大防止対策の実施を引き続き維持するとともに、感染拡大防止対策に伴う市民生活への影響を最小限にとどめ、段階的に社会経済活動を引き上げていく対策が重要です。

国や高知県においては、緊急事態宣言解除後も引き続き、新型コロナウイルス感染症に係る様々な対策を進めることにより、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく対策が進められていますので、高知市においてもその対策を着実かつ迅速に実施するため、5月28日の第12回高知市新型インフルエンザ等対策本部員会議において「新型コロナウイルス感染症に係る高知市対処方針（ver. 6）」を策定しました。

この方針に基づき、市民の皆様の感染拡大防止対策を徹底して実施するとともに、市民の皆様の暮らしや、中小企業の事業継続に向けた支援などの対策について、市議会とも連携し、速やかに予算措置を講じ、市民の皆様の命と生活を守る多様な取組を全庁一丸となって推進します。

なお、国においては、地方創生臨時交付金の拡充をはじめ、感染拡大防止対策や企業の事業継続・資金繰り支援、雇用の維持確保等、総額117.1兆円規模の第2次補正予算を5月27日に閣議決定しました。

本市においては、こうした国の補正予算を最大限に活用し、市民の健康と生活を守ることを最優先に、深刻さを増している本市経済の再生にスピード感を持って対応できるよう、今後も国や県の動向を注視するとともに、国や県の方針等が見直された時点で、本市の対処方針についても速やかな見直し作業を行います。

1 市民の感染拡大防止対策

(1) 適時適切できめ細かな情報提供と相談体制

ア 在宅で生活を送っている障がい者、高齢者などの要配慮者、ドメスティックバイオレンスや子どもへの虐待対応など、相談窓口を周知し、きめ細かな相談と個別対応を図っていきます。

イ 感染の発生状況、PCR検査数等を定期的に公表するとともに、感染症まん延防止対策について、適確に情報提供を行います。

ウ 県市合同で設置した帰国者・接触者健康相談センターにおいて、感染症に関する相談に引き続き対応します。

エ 新型コロナウイルス感染症や、その対策の影響を受けて仕事や生活に不安を感じている方などの窓口となる「こころの相談窓口」のさらなる周知を図ります。

(2) 施設の臨時休館・貸館停止と再開

ア 市民会館及びふれあいセンター等の貸館においては、利用者に「新しい生活様式」に基づく行動をお願いしながら、利用人数や活動内容による利用制限を段階的に緩和します。

イ オーテピア（オーテピア高知図書館、オーテピア高知声と点字の図書館、

高知みらい科学館)は、感染防止対策を講じた上で5月12日から開館し、段階的にサービスを再開していきます。

ウ 総合運動場、東部総合運動場などの体育施設は、感染症拡大防止対策を実施しながら、5月11日から再開しました。

エ 青年センターは、5月25日以降は、音楽室と調理室を除き再開しました。

オ 高知市工石山青少年の家は、5月末まで休館を継続し(6月1日は通常休館日)、感染症拡大防止対策を実施しながら、6月2日から再開します。

(3) 各種会議、イベント、事業等の個別対応によるリスクの軽減

ア 当面の間、市民参加の各種会議については、感染防止対策を講じた上で開催することとし、十分な対策を講じることができない場合は、延期又は書面での開催とします。

イ 当面の間、一定規模のイベント等については、開催・参加の自粛を求め、国・県が示す感染症対策方針に基づいた対応を継続するとともに、市が開催する各種式典及びイベントについては、今後の状況等を勘案して実施の可否を検討します。

ウ 当面の間、健診機関等での感染拡大を防止するため、特定健診等の集団検診を休止するとともに、受診券の一斉発送について延期します。

エ 幼児健診については、感染対策を十分取ったうえで実施するよう、6月からの再開に向けて準備を行います。

(4) 各種の観光施設等の再開

ア 桂浜公園駐車場、よさこい情報交流館及び龍馬の生まれたまち記念館については、感染防止対策を講じた上で5月11日から再開しました。(龍馬の生まれたまち記念館は5月中、午前9時から午後5時までに時間短縮)

イ 日曜市については、当面の間、感染防止対策を講じた上で時間を短縮(午前5時から午後2時まで)して開催し、6月からは通常開催します。

ウ わんぱくこうちアニマルランドについては、感染防止対策を講じた上で5月11日から再開しました。また、屋内展示場等についても5月21日から再開しました。

(5) 高知県及び県内医療機関との連携強化

ア 症状等により検査が必要と判断した場合のPCR検査が迅速にできるよう、高知県及び県内医療機関と連携し、検査体制の強化に協力します。

イ 積極的疫学調査による濃厚接触者の把握と検査により、感染拡大を抑える対策を実施します。

ウ 今後、爆発的な蔓延を防止するため、必要に応じ、関係機関を補完する機能の確保を検討するなど、高知県及び県内医療機関と連携して取り組みます。

(6) マスク、消毒液の購入と調達支援

ア 民間の障がい者及び高齢者施設、医療機関などの事業者が必要としているマスクやアルコール消毒液の調達を県と調整を図りながら支援します。

イ 民間の保育所・幼稚園等の事業者が必要としている感染防止用備品の購入費を補助します。

- ウ 民間の保育所・幼稚園等では調達が困難なマスクや消毒用エタノール等について、必要数量の一部を一括購入し、配布します。
- エ 妊婦等へのマスクの配布を迅速に行います。
- (7) 各種申請手続等の郵送化の推進
 - ア 窓口での各種申請及び交付などを可能な限り郵送による手続に変更し、窓口来庁による感染拡大のリスクを軽減します。
 - イ 児童扶養手当など各種手続の弾力的運用を図るとともに、保育施設への入所の申込みや医療助成の更新などの手続を郵送で行い、窓口来庁による感染拡大のリスクを軽減します。
- (8) 高齢者の在宅生活支援
 - ア 外出を控えている高齢者の在宅生活を支援するため、きめ細かな情報提供を行います。
 - イ 高齢者が運動習慣を維持できるように、「いきいき百歳体操」をはじめとした体操の動画を公式YouTubeに配信するとともに、報道機関の協力のもと、体操のダイジェスト版を作成し、テレビ放送を行います。
 - ウ 高齢者の方に対して在宅での運動の動機づけとなるように、市内の薬局やスーパー、コンビニ等に啓発チラシを配布します。
 - エ 現在、原則休止している宅老所や地域交流デイサービス等の「高齢者向け通いの場の事業」を、国から示された「新しい生活様式」に準じた実施体制が整い次第、順次再開します。
 - オ 高齢者施設、介護事業所等において、感染者が発生した場合に必要な衛生用品を購入・備蓄します。
 - カ こうち笑顔マイレージ事業のポイント付与について、「通いの場」などの自粛期間中の4・5月分のポイントを登録者全員に付与します。
- (9) 障害者入所施設等への支援
 - ア 障害者入所施設において、感染者が発生した場合に必要な衛生用品を購入・備蓄します。
 - イ 障害者入所施設等において感染者が発生した場合、感染防止のため、施設等が消毒を実施する場合に係る費用を補助します。

2 市民生活の支援

- (1) 給付金の支給に向けた迅速な対応
 - ア 国では厳しい経済状況が続く中、一日でも早い特別定額給付金(一人当たり10万円)の給付を行うこととしており、市として特別定額給付金室を設置し、体制の強化及び感染予防を講じながら、迅速な対応を図ります。
 - イ 国では児童手当を受給する子育て世帯に対して、子育て世帯臨時特別給付金(1万円)を支給することとしており、市として迅速な対応を図ります。
- (2) 国民健康保険等に係る市民生活への支援
 - ア 国民健康保険や介護保険等の被保険者が、感染症の影響により収入が減少した場合に、必要に応じ保険料の減免を行います。

事前にご相談をいただいた方には、収入の減少状況等をお伺いしたうえで、減免申請書を送付します。

イ 国民健康保険の被保険者が、感染又は感染の疑いにより療養のため労務に服することができなかった場合に、その減収分の一部を傷病手当金として支給します。

(3) 市税徴収猶予などの措置

ア 収入が急減している市民や事業所の申出により、市税の納税を1年間猶予します。また、令和3年度固定資産税や事業所税の軽減、軽自動車税環境性能割の税率軽減延長、個人市県民税の住宅ローン控除の適用期間延長など、国の緊急経済対策の税制措置に合わせて適切に対応します。

イ その他の納付相談にも柔軟に応じるとともに、各種専門窓口を案内するなど、きめ細かな対応を図ります。

(4) 水道料金及び下水道使用料の支払猶予

水道料金及び下水道使用料については、支払が困難な場合、本人の申出により最大4か月支払を猶予します。

(5) 生活福祉資金貸付の貸付要件の緩和等

ア 高知県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付のうち、「緊急小口資金」及び「総合支援資金」について貸付要件の緩和が行われたことを踏まえ、高知市社会福祉協議会において貸付の相談・申請を受け付けています。併せて、貸付利用者の状況に応じ、同協議会内における「高知市生活支援相談センター」において、生活困窮者自立支援法に基づく各種相談支援を実施します。

イ 生活困窮者自立支援法に基づく「住居確保給付金」の支給対象が拡大されたことを踏まえ、休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれが生じた場合などに対応するため、「高知市生活支援相談センター」において相談・申請を受け付けます。

(6) 保育所・幼稚園等及び放課後児童クラブでの保育の確保

ア 保育所・幼稚園等については、基本的感染対策を講じた上で保育を実施し、市民の暮らしを支援します。

イ 保育所・幼稚園等の新規入所児童の要件としての保護者の就労開始期限を延長します。

ウ 放課後児童クラブについては、5月25日からの小学校の再開に伴い自粛要請を解除しますが、基本的な感染症対策や集団感染のリスク対応について継続して実施し、子どもたちの安全で安心な居場所の確保に努めていきます。

エ 市からの要請に基づき家庭での保育、見守りに協力いただいた期間についての保育料や放課後児童クラブの保護者負担金の日割計算による減免を行います。

(7) 子育て支援

ア 地域子育て支援センターについては、保育園等での家庭保育協力要請期間終了後の5月25日以降は交流スペースを再開しますが、各種講座等について

は「三密」をできる限り避けるために当面休止し、状況に応じた再開の時期を検討していきます。

- イ 子ども発達支援センターにおいては、早期療育教室や親子通園を再開するものの、「三密」をできる限り避けるために、当面は一度に入室する人員について一定の制限を設けます。今後、高知県における感染症対策の目安等を参考にしながら、状況に応じて通常開設の時期を検討していきます

(8) 放課後等デイサービス利用支援

ア 特別支援学校等の臨時休業により、放課後等デイサービスの利用日数が増えることに伴い、追加的に生じる利用者負担金を免除します。

イ 特別支援学校等が臨時休業した場合、放課後等デイサービス事業所が電話等の方法により、児童の健康管理等を行った際に生じる利用者負担金を免除します。

(9) 家計の急変に対する支援

「高知市大学等奨学資金金奨学生」の募集期間を当面の間、延長するとともに、実質的な新年度の開始が令和2年5月25日（月）となったことを考慮し、必要な就学援助を行うため、令和2年度初回の申請受付期間を令和2年6月12日（金）まで延長をします。

3 中小企業等の事業継続に向けた支援

(1) 休業等要請事業者への協力金の支給

「高知県新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言」に基づき、4月24日から5月6日までの間、休業や営業時間の短縮要請に協力した事業者に対し、高知県が20万円を、高知市が10万円を負担した30万円を協力金として支給します。

(2) 事業者支援給付金の支給

国の持続化給付金の対象にならない範囲で売上げの減少(20%以上50%未満)している事業者に対し、事業継続の支援を目的に、本市独自の給付金(中小法人等20万円、個人事業者等10万円)を支給します。

(3) 日曜日出店者への協力金の支給

新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年3月以降、日曜日への出店の自粛を要請したことに加え、日曜市の開催を4回中止したことなどへの出店者の協力に対し、協力金(3万円)を支給します。

(4) 観光関連・飲食事業者事業向けの支援

新型コロナウイルス感染防止に伴う市民及び事業者の活動自粛により事業活動に影響を受けている旅館・ホテルや飲食等の事業者に対して、国制度等の動向を注視しながら支援制度の検討を進めます。

(5) 高知市産業活性化融資への保証料全額補給

セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者が、産業活性化融資(リピート型スピード融資を除く)を受ける場合に、保証料を全額補給します。

(6) 農産物加工者や加工品製造事業者などの売上・販路確保支援

本市公式ホームページに「TSUNAGU～高知家の底チカラ」の掲示板を開設し、急激な売上げ低迷や過剰在庫を有する事業者の支援を目的に、各事業者の商品情報などを発信し、広く県民・市民の皆様に応援いただくことで、売上げの回復、販路の確保を目指します。（4月1日開設。県内全市町村対象）

また、「TSUNAGU～高知家の底チカラ」の第二弾として、事業者から要望の多い販売場所を創出するため、一大消費地である高知市内に【TSUNAGUマーケット～買って応援！高知家の底チカラ】とする販売場所を設け、売上げの確保を支援します。

(7) 公共交通事業向けの支援

新型コロナウイルス感染防止に伴う市民及び事業者の活動自粛により事業活動に影響を受けているときでん交通株式会社に対して支援を行います。

(8) 花き活用拡大への支援

花き需要の低迷や減収など厳しい状況にある業務用のユリ類や洋花などの生産者を支援するため、公共施設のロビィや待合室などに花きを展示し、SNS等で情報発信することで需要を喚起していきます。

(9) 賃貸店舗で事業を行う事業者向けの支援

店舗を賃借して事業を行っている事業者（個人事業主・小規模事業者）で、一定程度以上売上げが減少した事業者に対して、固定経費の負担軽減を図るため、国制度等の動向を注視しながら、家賃助成の検討を進めます。

(10) 民間の保育所・幼稚園等への支援

民間の保育所・幼稚園等の休園の対応は、市から要請しているものであることから、補助の枠組みで事業を実施している事業者に不利益が生じないように対応を検討します。併せて、子ども・子育て支援事業計画に登載され、本市事業委託及び補助事業となっている事業の収益が悪化した場合は、支援の仕組みを検討します。

(11) 介護事業所等サービス継続支援

休業要請を受けた通所介護事業所等が、必要な介護サービスを継続するための増加経費に対して支援します。

(12) 市立施設の利用キャンセルに対する取扱い及び指定管理施設利用料金収入の減少への対応

新型コロナウイルス感染症の予防・対応等を理由とした市立施設の利用キャンセルに伴う使用料等は、原則として、全額還付対応とし、それに伴う指定管理施設における利用料金収入の減少についても必要と認められる場合には、過去の収支状況に鑑みて補てん等の対応を行います。

4 子どもの活動及び家庭学習の支援

(1) 夏季休業中における授業日の設定

1学期の臨時休業に伴い、児童生徒の学習に遅れが生じることのないよう、市立小・中・義務教育学校と高知商業高等学校において、現時点で夏季休業中

に2週間程度の授業日を設定します。

校 種	授業日数	授業日の設定期間
小学校	13日間	7/21～31, 8/24～31 (土日・祝日除く)
中・義務教育学校 (県体無し案①)	13日間	7/21～31, 8/24～31 (土日・祝日除く)
中・義務教育学校 (県体有り案②)	13日間	7/27～31, 8/20～31 (土日除く)
高知商業高等学校	14日間	7/20～31, 8/24～31 (土日・祝日除く)

(2) 学校行事の精選

1学期に各市立学校で予定されている学校行事については、延期や中止が検討されています。修学旅行については、4月10日時点で小学校2校、中学校10校、義務教育学校1校が延期を決定しており、現在も数校で実施時期等について検討しております。また、運動会については、5月実施予定の小学校36校、中学校5校、特別支援学校1校、計42校全ての学校において、5月での実施を中止しました。

(3) 市内巡回による子どもの安全の確保

感染症拡大防止の観点から、学校再開後も市内一円の巡回を継続し、声かけを行うとともに、警察等の関係機関とも連携を図りながら、子どもたちの安全を守ります。

(4) 児童・生徒1人1台タブレット端末の整備

休業の長期化により教育課程に遅れが生じることが懸念されていることから、緊急時において、子どもたちの学びを保証できる環境を確保するとともに、個別最適化された学びを実現するため、児童生徒1人1台のタブレット端末の整備を国の補助を活用して早期に実現します。

(5) ICT教育の推進に向けた教職員研修

ICT教育を推進するため、情報教育研修会等で、各学校における情報教育のリーダーを育成し、校内における研修を充実させるとともに、タブレットパソコンや電子黒板等のICT機器を具体的に活用した授業づくり等を支援したり、校務支援システムを効果的に活用できるよう出前研修等を行いながら、情報教育に関する教職員のスキルアップを図ります。

(6) 児童生徒等への心のケア

スクールカウンセラー、学校カウンセラー、またスクールソーシャルワーカーが電話での相談や、市立学校での面談、家庭訪問による支援等を行うとともに、必要に応じて子ども家庭支援センターと連携し、長期間の在宅生活に伴う児童生徒や保護者の心のケアを行います。

また、児童生徒の心のケアを充実させるために市立学校へ配布したリーフレットや、不登校対策アドバイザーと心の教育アドバイザーが共同作成した教材及び授業案を活用し、感染拡大防止のための「新しい生活様式」に基づいた学校生活を安心して過ごせるよう、保護者や児童生徒の不安解消に努めます。

(7) 学校における感染予防対策

登校の際は、各家庭において体温を測定して健康状態を確認し、配布済みのマスク用布地を活用するなどして、マスク・ハンカチ等を携帯するよう求めています。

学校では窓やドアを開ける等、こまめに換気を行い、児童生徒に対し手洗いの徹底を指導するとともに、次亜塩素酸ナトリウム溶液等を使用して、学校施設や物品の消毒を毎日行います。

(8) 再度の臨時休業に備えた対策

再度の臨時休業に備え、児童生徒が家庭学習に使用する教材を提供するとともに、児童生徒向けに作成している本市独自の学習支援動画及び県教委とともに作成している学習支援動画を掲載したウェブサイトや文部科学省が公開する「子供の学び応援サイト」へのリンクを学校教育課ホームページに掲載し、家庭学習や自主的な学習活動ができるようにします。

(9) 科学に関する動画配信等

自宅にいる子どもたちに科学を楽しんでもらうため、高知みらい科学館のミニサイエンスショーや、自宅で簡単にできる科学実験の動画をYouTubeに配信しているほか、新型コロナウイルスについて、科学的に考えて行動してもらうため、パンフレット「科学館が科学の視点でわかりやすく伝える新型コロナウイルス」を制作し、公開します。

(10) 子育てに関する情報の発信

家庭で子どもと楽しく過ごすことができるあそびや、子育てに関する情報を公式フェイスブック高知市こども未来部「ほのぼの子育て」に掲載します。

(11) 児童等の在宅生活等支援

休業、休園等、また外出自粛の長期化によって起こった子どもや家庭をめぐる環境や生活の変化により、ドメスティックバイオレンスや児童虐待が発生するおそれがあることを踏まえ、「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、教育委員会、保育、母子保健担当部署や児童相談所等、関係各機関と連携して、支援が必要な子どもや家庭へ適切に対応していきます。

(12) 臨時休館中予約資料貸出サービス

オーテピア高知図書館では、4月10日の臨時休館より前に図書などを予約していた利用者を対象に、図書とDVDやCDの視聴覚資料を郵送で貸し出すサービスを4月28日から5月末まで実施します。

(13) 一定期間の観覧料免除

オーテピアの臨時休館に伴い、プラネタリウムの観覧ができなかった期間があることから、有効期限が令和2年3月から令和3年4月までの年間パスポート所有者に対して、有効期限経過後、一定の期間の観覧料を免除します。

5 市役所の感染対策・業務継続対策

(1) 職員及び市民の感染症予防

ア 5月25日に全ての都道府県において緊急事態宣言が解除されたことを受

け、出勤抑制の取組は予定どおり5月31日までで終了することとするが、今後においても基本的な感染防止対策の徹底を継続し、感染拡大防止を図ります。
イ 職員自身が、手洗い、手指消毒及び職場換気などの徹底を図り、感染予防に取り組めます。

ウ 市庁舎などで使用するマスクやアルコール消毒液、ペーパータオル等を購入します。

エ 本庁舎等、各窓口の受付カウンターに飛沫感染予防のためのビニールシートを設置します。

オ 斎場の利用制限は、感染予防対策を講じながら段階的に緩和します。

カ 学校で使用するアルコール消毒液や非接触型体温計、健診時の使い捨て手袋等を購入します。

キ 市立保育所及び幼稚園で使用するマスクや消毒用エタノール等を購入します。

ク 放課後児童クラブで必要とするマスクや消毒液等購入に要する予算を確保します。

(2) デジタル技術を活用した働き方の新しいスタイルの実践

ア 一部の事務について、在宅でも職場と同様のシステム環境で勤務可能なテレワーク環境を導入します。

イ 外部機関との打ち合わせなど、対面でのリスクを軽減するため、オンライン会議が可能な環境を整備します。

(3) 事業継続を視野に入れた窓口・執務空間の確保

職員の間隔に配慮するとともに、感染が発生した場合の各窓口の代替機能を担う執務空間を確保します。

(4) 廃棄物処理業務の継続

市民生活に不可欠な、ごみ収集業務やごみ焼却業務等の廃棄物処理業務を着実に継続していくため、マスクの着用や収集車両内等のアルコール消毒の実施、執務室の分散などの感染防止対策を継続します。

(5) 災害時の避難所における感染症対策

ア 災害時に開設する避難所において感染拡大防止対策を実施し、市民一人一人が安心して適切な避難行動が取れるようにします。

イ 避難所における感染拡大リスクを低減するため、市民の皆さんに感染症に関する事前の備えや災害種別に応じて避難所以外への避難についても、わかりやすく広報に努め、周知を図ります。

(6) 不在者投票及び選挙人名簿の閲覧における感染症予防対策

ア 県内外で執行される選挙の不在者投票事務に適正に対応するため、投票事務においてはマスク着用、アルコール消毒による除菌など感染拡大防止対策を徹底しつつ、選挙人の投票の機会確保を図ります。

イ 選挙人名簿の閲覧において、来場者数を制限し、閲覧時間を最小限度に留めるなど感染拡大防止対策を適切に実施しつつ、可能な限り閲覧の申出を受け付けます。

(7) 消防体制の確保

消防職員が感染した場合でも、業務継続が可能となる4部制を5月31日までとし、6月1日からは従来の3部制に戻すこととします。なお、感染状況に応じて柔軟な対応を図るなど、万全な消防体制を確保します。

「新型コロナウイルス感染症に係る高知市対処方針（ver. 6）」は、現時点での取組の方向性を取りまとめたものであり、今後の国における第二次補正予算等（5月27日閣議決定）における追加経済対策等の動向や、市域の状況、高知県の動向を踏まえ、随時、見直し、適切な対応を図っていきます。